

令和 8 年 6 月 1 1 日 東京地方裁判所刑事第 6 部宣告

令和 8 年（わ）第 1 0 7 4 4 号、同第 1 1 2 4 6 号 麻薬及び向精神薬取締法違反
被告事件

主 文

被告人を拘禁刑 2 年に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

東京地方検察庁で保管中の大麻 2 点（令和 8 年東地領第 7 2 2 号符
号 1 及び 2）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第 1 みだりに、令和 8 年 2 月 2 日、東京都渋谷区（住所省略）被告人方において、麻薬である大麻を含有する植物片約 3. 5 1 7 グラム（令和 8 年東地領第 7 2 2 号符号 1 及び 2 はその鑑定残量）を所持し、

第 2 法定の除外事由がないのに、同日頃、千葉県内を走行中の自動車内において、麻薬であるコカイン又はその塩類若干量及び麻薬である N・ α -ジメチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名 MDMA）又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって麻薬を施用し

たものである。

（量刑の理由）

本件は、被告人による麻薬の所持及び施用の事案である。

被告人が所持及び施用した麻薬は複数の種類にわたっており、所持量も少量とは言えない。また、本件麻薬の施用は自動車の運転中の眠気覚ましや疲れを取るためという安易な動機で行われていること、被告人は目的に応じて使用する麻薬を使い分けていたことなどを併せ考えると、被告人の生活には違法薬物が相応に浸透していたことがうかがわれる。そうすると、被告人には違法薬物に対する親和性と依存

性が認められる。規範意識の乏しさも明らかである。

以上によれば、被告人の刑事責任は軽視できない。

もっとも、他方で、被告人は事実関係を認めて反省の情を示し、海外渡航時を含めて今後二度と違法薬物を使用しない旨誓約しており、保釈後、薬物依存からの脱却のための医療機関への通院も定期的に行っている。前科前歴もない。また、被告人の母親が上申書を提出し被告人と同居し、被告人のマネージャーとともに定期的に被告人の携帯電話機の履歴をチェックするなどして監督しており、今後も同居する旨述べている。これら被告人にとって有利な情状を考慮し、今回は、主文の拘禁刑に処してその刑事責任を明確にした上で、その刑の執行は猶予することとした。

(求刑・拘禁刑 2 年、主文同旨の没収)

東京地方裁判所刑事第 6 部

裁判官 室 橋 秀 紀